

行政事業レビュー実施要領の一部改正について（概要）

	現 行	改 善
1. 各府省における自己点検の実効性の向上		
①政務の関与の強化	なし	外部有識者点検終了後に外部有識者が、レビューの取組に関する改善点等を大臣・副大臣・政務官等に対して直接講評を行なう。
②外部有識者点検（公開プロセスを含む。）の対象事業の選定における妥当性の確保	行政事業レビュー推進チームが選定。	各府省が選定した事業に対して、外部有識者（公開プロセスの場合は、歳出改革WGの有識者を含む。）が、追加や変更を申し出ることができることとし、各府省が申出のとおり対応しない場合は、当該申し出の内容及び申し出のとおり対応しない理由を公表する。
③外部有識者点検の実効性及び透明性の確保	点検を行った有識者の氏名をレビューシートに記載することを奨励（実際には、ほとんどのシートに記載が無い）。	外部有識者点検の点検結果について、事業の問題点に関する指摘を含まない場合は、レビューシートに当該点検結果とともに点検に当たった有識者の氏名を記載する。
④各府省の職員に対する研修の拡充	若手職員に対する人事院研修の中で、行政事業レビューの内容を紹介。	行政事業レビュー推進チームが、（若手職員に限らず）原局職員に対して、行政事業レビューに関する研修を行う。
2. 成果目標設定の質的向上		
①中間目標の設定	なし	レビューシートに「中間目標」欄を設け、最終目標年度が10年以上先である事業について、向こう3年以内の中間目標を設定することとし、設定が困難な場合は理由を記載する。
②温暖化対策事業に係る横断的な指標の設定	なし	レビューシートに「1 t当たりのCO ₂ 削減コスト」を成果指標として記載するとともに、その試算方法を明記する。

	現 行	改 善
3. 経済・財政一体改革との連携		
経済・財政一体改革との連携	なし	レビューシートに「経済・財政再生アクション・プログラム」における改革項目及びKPIを記載するとともに、KPIとレビューにおける成果目標との関係及びその達成状況（目標と実績）を記載する。
4. 政策評価との連携		
政策評価結果の更なる活用	政策名及び施策名並びにそれぞれの番号を記載。	レビューシートに政策名・施策名のみならず、政策評価における目標とレビューにおける成果目標との関係及びその達成状況（目標と実績）を記載する。
5. レビューシートの記載内容等の充実・改善		
①レビューシートの作成単位の適正化	「1事業1シート」が原則となっているが、医療費国庫負担金（約9兆円）や道路事業（約1兆円）等大規模なものが散見される。また、補助金等を活用する事業の事業内容が分かりにくいものが散見される。	概算要求額が300億円超の事業を1事業単位とする場合は、レビューシートに1事業単位とする理由と国民へのわかりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫を記載する。また、いくつかの補助メニューを含む事業については、それぞれのメニューの概要等を記載する。
②支出先の記載の適正化	最終的な資金の受け手を記載することとなっているが、間接補助事業者が記載されていないものが散見される。	補助事業者のみならず、少なくとも間接補助事業者まで記載する。さらに、昨年10月に導入された法人番号を記載する。
6. 基金の点検		
①基金の点検の強化	一昨年の横展開の指摘内容を実施要領に反映。	今回の横展開で特に指摘を行ったポイントを実施要領に追加する。（セーフティネット系基金の将来見込額の算定に用いる損失規模の考え方の明確化等）

	現 行	改 善
②基金シートにおける成果目標等の記載の適正化	基金の成果目標のみ掲載。	基金シートに基金の造成の原資に関連するレビューシートにおける成果目標等を記載する。
7. 行政改革推進会議における検証の強化		
①年次公開検証（秋のレビュー）の定期的な実施	実施要領には盛り込まず、「行政改革推進会議による検証の強化について」（27.3.31 行革推進会議決定）で実施することを明示。	秋の年次公開検証（秋のレビュー）を実施することや位置付け等を実施要領に明示する。
②補正予算への対応	なし	秋の年次公開検証（秋のレビュー）における指摘事項については、その後の予算編成に適切に反映すべきことを実施要領に明示する。 さらに、補正予算が措置された事業を外部有識者点検の対象事業とすることについて検討すべきことを実施要領に明示する。
8. その他		
①優良事業改善事例の選定方法等の変更	各府省が候補選定したものから、優良事業改善事例を行革推進会議が決定。	優良事業改善事例の評価・選定は各府省自らが行うこととし、レビューシートとともに評価内容等を公表する。
②一者応札・随意契約の改善に向けた点検の強化	なし	レビューシートに一者応札・随意契約（10億円以上）となった理由及び改善策を記載することとする。また、一者応札・随意契約であった事業を外部有識者点検の対象事業とすることについて検討すべきことを実施要領に明示する。